

飯盛霊園組合公園整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、飯盛霊園組合公園整備基本計画策定業務に係る委託契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）が令和5年度に実施した、飯盛霊園組合公園整備等検討調査業務により立案された飯盛霊園公園整備等に関する提案書（以下「提案書」）を素地として、提案書のコンセプトについてさらなる具現化を検討するため、民間活力導入にかかる手法等について、民間事業者からのアイデアや提案を聴取するヒアリング調査を実施し、実現の可能性、事業化に向けての課題及びインセンティブ等を把握した上で、飯盛霊園組合公園整備基本計画を策定することを目的とする。

3 業務の概要

（1）業務名

飯盛霊園組合公園整備基本計画策定業務

（2）業務内容

別紙「飯盛霊園組合公園整備基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

（4）契約上限額

¥15,389,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。上記契約上限額を超えた場合は、選定しない。また、契約の際は、内訳明細等を記載した見積書の提出を求める。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てを満たしていること。

（1）参加申込みの日において、飯盛霊園組合入札参加資格者名簿に「測量・建設コンサルタント等」分野で登録している者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（2）下記要件を満たす技術者を、配置できること。（いずれも3箇月以上直接雇用している者）

① 担当技術者

技術士（建築部門（都市及び地方計画））又は一級建築士の資格を有する者を配置できること。

② 管理技術者

技術士（建築部門（都市及び地方計画））又は一級建築士の資格を有する者を管理技術者として

配置できること。

- (3) 過去15年間（平成21年度から令和5年度まで）に、次に掲げる①から③のいずれかの業務について元請として受託した実績があること。
- ① 国、地方公共団体又は公的団体等の発注による公共施設の再整備又は活用等に係る基本方針策定・基本構想策定支援
- ② 公共施設の再整備等に係る事業手法の検討業務
- ③ 民間事業者へのヒアリングやサウンディング等による事業要件の整理や公募要領作成支援業務
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 飯盛靈園組合建設工事等入札参加停止要綱第3条の規定による指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 公募型プロポーザル実施に係るスケジュール

	時期	実施内容
(1)	令和6年4月15日（月）	公募開始 実施要領等の公表 参加申込書等・企画提案書等受付開始
(2)	4月15日（月）から 4月18日（木）	質問書の提出期間（午後5時必着）
(3)	4月22日（月）	質問への回答期限
(4)	4月24日（水）	参加申込書の提出期限
(5)	4月26日（金）	資格審査結果の通知
(6)	5月14日（火）	企画提案書等の提出期限
(7)	5月15日（水）	プレゼンテーションの実施
(8)	5月17日（金）	審査結果の通知
(9)	5月 下旬頃	契約締結

6 実施要領等の配布

- (1) 実施要領等の配付
- ・配付開始日 令和6年4月15日（月）
 - ・入手方法 組合ホームページからダウンロード

URL : <https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp/iimorireien/kouenkihonkeikakupuropo/>

7 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1 号）
- ② 会社概要書（様式 2 号）
- ③ 同種業務等実績調書（様式 3 号）
- ④ 技術者調書（様式 4 号）
- ⑤ 配置予定技術者調書（様式 5 号）
- ⑥ 直近年度の「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納額のないことの証明書の写し（提出日から 3箇月前までのものを有効とする）
- ⑦ 営業所が組合関係市（守口市、門真市、大東市、四條畷市）内にある場合は、直近年度の市民税の完納証明書の写し（提出日から 3箇月前までのものを有効とする）

※提出書類にあっては、1部提出

(2) 提出方法 直接持参又は郵送

- ・直接持参する場合 土日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- ・郵送する場合 配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(3) 提出先

〒575-0012

大阪府四條畷市大字下田原 448 番地 飯盛靈園組合 施設課

電話番号 0743-61-5945 F A X 0743-78-1196

電子メール sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

(4) 提出期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 24 日（水）まで

8 公募型プロポーザルに係る質問受付及び回答

公募型プロポーザルに係る質問受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（様式 6 号）に記入の上、件名を「飯盛靈園組合公園整備基本計画策定業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、「7 参加申込書等の提出」に記載のある電子メールアドレスへ送信すること。また、電子メール送信後、組合の担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。

※受信確認は、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 質問受付期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 18 日（木）まで ※午後 5 時必着

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 22 日（月）までに、参加申込書を提出した全ての事業者に対

し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにより一括回答する。ただし、質問又は回答の内容を公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答する。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しないものとする。

9 企画提案書等の提出

参加申込書の提出者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式7号）
- ② 業務実施方針（様式8号）
- ③ 業務実施体制（様式9号）
- ④ 企画提案書（様式10号-1、2）

※提出書類①から④にあっては、7部（正本1部、副本6部）提出

- ⑤ 價格提案書（様式11）※価格提案書に添付する内訳書は任意様式
- ⑥ 「7 参加申込書等の提出」の提出書類すべて及び前記①から⑤の電子データ（CD-R PDF形式） 1部

(2) 提出方法及び提出先 「7 参加申込書等の提出」に同じ

(3) 提出期間 令和6年4月15日（月）から令和6年5月14日（火）まで

(4) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のテーマを盛り込み作成すること。

- ・テーマ1 「提案書（コンセプトシート）の具現化に関する提案」
- ・テーマ2 「公園施設等の維持管理及び運営に関する提案」

10 企画提案参加の辞退

参加申込書（様式1号）提出後、企画提案を辞退する場合には、企画提案辞退届（様式12号）を提出すること。

(1) 提出方法及び提出先 「7 参加申込書等の提出」に同じ

(2) 提出期限 令和6年5月14日（火）まで

11 審査

(1) 参加資格審査

- ・参加資格について書類審査を行う。審査結果は、参加申込者全員に、令和6年4月26日（金）に書面、メール及び電話にて通知する。

(2) 企画提案書の審査方法

- ・参加資格審査の通過者について、選定委員会が、別表「評価基準表」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ総合的な評価を行う。
- ・プレゼンテーション日時 令和6年5月15日（水）
(開始時刻は、参加資格結果通知書に記載)

- ・開催場所 飯盛靈園組合庁舎 2 階会議室
- ・プレゼンテーション時間 20 分以内、その後質疑応答 10 分程度
- ・画面 55 インチのモニター利用可能（接続端子：HDMI）
- ・当日説明資料を配布する場合は、正本 1 部、副本 6 部を用意してください。

（3）審査結果の通知

- ・審査結果は、プレゼンテーション実施者全員に、令和 6 年 5 月 17 日（金）に書面、メール及び電話にて通知する。

12 契約締結に向けての協議

選定委員会において選定した受託候補者と組合が、本業務に関する仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、契約上限額の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。受託候補者が委託契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託候補者とし、その者と随意契約により受託契約を締結する。参加申込書等の提出者又は企画提案書等の提出者が 1 者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者（以下「受注者」という。）に適していると認められる場合（配点合計が 6 割以上の得点となった場合）は、その者を受託候補者とする。

13 契約の保証

- （1）受注者は、契約の締結と同時に、①から⑤までのいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
ただし、⑤に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合に寄託しなければならない。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - ④ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- （2）（1）の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- （3）受注者が（1）②又は③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、（1）④又は⑤に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- （4）業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は（2）の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の 100 分の 10 に達するまで、組合は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

14 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

- 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
 - ・仕様と合致していない場合
 - ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・提出した書類に不足があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・選定委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
 - ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ・委託料が契約上限額を上回る場合
 - ・その他不正な行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

(3) 著作権の利用

提出物の著作権は、全て提案者が保有します。なお、組合は、これを審査、議会等への情報提供及び組合の広報媒体での掲載のために無償で使用することができるものとします。ただし、企画提案書に提案者固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報が含まれる場合は、それらを除いた企画提案概要書を提出いただき、提案者が最優秀提案に選定された場合、本資料を使用して議会等への報告を行うことで、著作権の取扱いに留意します。

(4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

参加申込書等及び企画提案書等の作成、提出等、公募型プロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(8) その他

- ・手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領記載内容に同意したものとする。
- ・提出された書類について、飯盛靈園組合情報公開条例（平成28年7月施行）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地

位、その利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があるため、この情報に該当する
と考える部分がある場合には、あらかじめ文書（任意様式可）で申し出ること。なお、本公募型
プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定
後の公開となる。

- ・提出書類について、組合より問い合わせを行う場合がある。
- ・提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。